

2021年2月21日
ダルクローズ免許委員長
酒井 徹

オンラインによる受講の取り扱いについて

ダルクローズ免許制度におけるオンライン受講の取り扱いについて、以下のように定める。

1. 免許制度登録講師によるパスポートサイン対象のオンライン講座またはレッスンを、受験のための履修時間として認定する。
2. オンラインによる履修時間は、登録講師によるダルクローズパスポートへの直筆サイン、又は「履修時間証明書」によって証明される。
3. 受験希望者は、初回受験時にパスポートのコピーと共に履修時間証明書を提出する。
4. 免許制度国際ディレクター会議の決議により、オンライン受講のみの免許取得試験の受験は認められない。対面レッスンの受講が必須である。
5. 海外で開催されるレッスンの履修時間取り扱いについては、免許委員会へ別途問い合わせる。